

## 須賀川市共同施設設置事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、商店街の環境整備を促進するため、市内の商業及びサービス業を営む団体が共同施設を設置する事業に要する経費について、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 須賀川商店会連合会に加盟する任意の商店会
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合
- (4) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条に規定するまちづくり会社
- (5) 商工会法（昭和35年法律第89号）により設立された商工会

### (補助金対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、街路灯、共同駐車場及びその他環境改善施設の整備事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 基準事業費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、土地取得費及び建物等除却に係る補償費は補助対象経費から除外するものとする。

- 2 前条に規定する事業について、国、県、その他市以外からの補助金、これに類する収入等がある場合は、その額を当該対象経費から差し引くものとする。
- 3 本要綱及び廃止した須賀川市商店街近代化共同施設設置事業補助金交付要綱（昭和61年4月1日施行）により補助を受けて設置した施設の更新にあたっては、設置後次に掲げる年数を経過しなければ、補助金交付の申請はできないものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めた

場合はこの限りではない。

- (1) 街路灯 10年
- (2) 平面駐車場 15年
- (3) 立体駐車場 減価償却上の耐用年数
- (4) 駐車場機器 15年
- (5) その他環境改善施設 10年

4 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金を切り捨てた額を補助金額とする。

(補助金の交付申請添付書類)

第5条 規則第4条第1項に規定する別に定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書(第1号様式)
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) 位置図
- (4) 見積書
- (5) 事業参加者名簿

(概算払いの請求)

第6条 規則第8条の規定により、前金払又は概算払を可として交付決定を受けた場合は、次に定めるところにより請求することができる。

- (1) 請求回数の上限は、1回とする。
- (2) 1回あたりの請求額の上限は、交付決定額とする。

2 補助申請者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 概算払を必要とする理由書
- (2) 概算払請求の根拠となる所要額及び事業進捗状況に関する書類

(実績報告)

第7条 規則第17条第1項第2号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実績書（第3号様式）
- (2) 収支精算書（第4号様式）
- (3) 事業実施・しゅん工を証する書類
- (4) 事業実施前・実施後の写真

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象事業		基準事業費	補助率
街路灯 (5基以上の設置)		5基以上を設置するもので、1基当たりの補助対象事業費は、400,000円以内とする。	基準事業費の40/100以内(LED電灯の場合は50/100以内)
共同駐車場	平面駐車場	整備費 10,000円/m <sup>2</sup> 以内	基準事業費の60/100以内 ただし、1,000m <sup>2</sup> を超える部分については、30/100以内 補助限度額10,000千円
	立体駐車場	建設費 200,000円/m <sup>2</sup> 以内	基準事業費の30/100以内 補助限度額20,000千円
	駐車場機器	設置費全額	基準事業費の30/100以内 補助限度額 5,000千円
環境改善施設（公衆便所、ベンチ、車止め等）		設置費全額	基準事業費の30/100以内